

【国民生活事業】新型コロナウイルス感染症緊急経済対策を受けた 新型コロナウイルス感染症特別貸付の拡充内容に関するQ & A

(令和2年5月12日現在、追加・更新した箇所は黄色で表示しています。)

＜新型コロナウイルス感染症特別貸付(生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付を含む。以下同じ。)の拡充内容に関するお問い合わせ＞

Q1-1 令和2年4月7日に閣議決定された新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、資金繰り対策の強化が公表されていましたが、具体的にどのように変わるのか教えてください。

A1-1 新型コロナウイルスの影響による売上減少に加え、既存の借入にかかるご返済が重荷となっている事業者の方の負担を軽減するため、これまで低減利率(基準(災害)-0.9%)の対象外であった既存融資のお借換部分にも当初3年間の低減利率が適用できるようになります。また、この既存融資のお借換部分についても、今後は、いわゆる「実質無利子化」の対象となります。

「実質無利子化」とは…

新型コロナウイルス感染症特別貸付等のご融資後は、利息も含め公庫にご返済いただきますが、後日、低減した利率の利息部分について、お客さまへお返しする利子補給の制度(特別利子補給制度)(注)が政府において設けられることとなっており、この利子補給を受けることで、当初3年間は実質的に無利子でご利用いただけるというものです。

(注) 新型コロナウイルス感染症特別貸付(※1)を受けている方であって、次のいずれかの要件に該当する方が対象となります。

	小規模事業者(※2)	中小企業者(※2)
個人	要件なし(※3)	売上高▲20%以上(※3)
法人	売上高▲15%以上(※3)	

(※1) 特別貸付の要件は、次のとおりです。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次のいずれかの要件に該当する方であって、中長期的に業況が回復し発展が見込まれる方

(1) 最近1カ月の売上高が、前年または前々年の同期と比較して、5%以上減少

(2) 業歴が3カ月以上1年1カ月未満の場合等は、最近1カ月の売上高が、次のいずれかと比較して、5%以上減少

- ① 過去3カ月(最近1カ月含む。)の平均売上高
- ② 令和元年12月の売上高
- ③ 令和元年10~12月の平均売上高

(※2) 小規模事業者とは、卸・小売業、サービス業は「常時使用する従業員(*)が5名以下の企業」、それ以外の業種は「常時使用する従業員が20名以下の企業」をいいます。中小企業者とは、この他の中小企業をいいます。

(*) 労働基準法上における「予め解雇予告を必要とする者」

(※3) 売上高要件の比較は、新型コロナウイルス感染症特別貸付等で確認する最近1カ月に加え、その後2カ月も含めた3カ月間のうちのいずれかの1カ月で比較します。

特別利子補給制度の具体的な手続きや実施機関などについては、詳細が経済産業省・中小企業庁ホームページ等で公表されるまで今しばらくお待ちください。

Q1-2 融資枠が増えるのでしょうか。

A1-2 低減利率でご利用いただけるお使いみちの対象にお借換部分が追加されますが、ご融資限度額の別枠6,000万円と低減利率限度額の3,000万円は従前と変わりません。

Q1-3 拡充後の融資制度はいつから始まりますか。

A1-3 令和2年5月8日から、お取扱いを開始しております。

なお、今回の制度拡充前に「新型コロナウイルス感染症特別貸付」をご利用いただいた方については、当初3年間に適用される低減利率の限度額「3,000万円」まで、お借換部分も、ご融資時に遡って低減利率を適用することができます。お手続きについては、改めてご案内いたします。

Q1-4 既存融資を借換えるだけの利用は可能ですか。

A1-4 お借換日までの利息等は必要ですが、基本的には可能です（注）。

（注）借換は、新たな融資により既存融資を完済させることであり、既存融資残高の一部のみの借換はお取扱いできません。

<新型コロナウイルス感染症関連のマル経融資（小規模事業者経営改善資金）・生活衛生改善貸付の拡充内容に関するお問い合わせ>

Q2-1 令和2年4月7日に閣議決定された新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、資金繰り対策の強化が公表されていましたが、具体的にどのように変わるのか教えてください。

A2-1 新型コロナウイルスの影響による売上減少に加え、既存の借入にかかるご返済が重荷となっている事業者の方の負担を軽減するため、これまで低減利率（特別利率F-0.9%）の対象外であった既存融資のお借換部分にも当初3年間の低減利率が適用できるようになります。また、マル経融資や生活衛生改善貸付の低減利率適用部分は、今後は、いわゆる「実質無利子化」の対象となります。

「実質無利子化」とは…

Q1-1（A1-1）をご参照ください。

Q2-2 融資枠が増えるのでしょうか。

A2-2 低減利率でご利用いただけるお使いみちの対象にお借換部分が追加されますが、ご融資限度額の別枠1,000万円は従前と変わりません。

Q2-3 拡充後の融資制度はいつから始まりますか。

A2-3 令和2年5月8日から、お取扱いを開始しております。

お申込手続きは、マル経融資の場合は最寄りの商工会議所または商工会に、生活衛生改善貸付の場合はご加入の生活衛生同業組合、もしくは都道府県生活衛生営業指導センター（以下「推薦団体」といいます。）にご相談ください。

なお、今回の制度拡充前に「新型コロナウイルス感染症関連のマル経融資・生活衛生改善貸付」をご利用いただいた方については、当初3年間に適用される低減利率の限度額「1,000万円」まで、お借換部分も、ご融資時に遡って低減利率を適用することができます。お手続きについては、推薦申込をされた推薦団体からご案内いただく予定です。

Q2-4 既存融資を借換えるだけの利用は可能ですか。

A2-4 お借換日までの利息等は必要ですが、基本的には可能です（注）。

（注）借換は、新たな融資により既存融資を完済させることであり、既存融資残高の一部のみの借換はお取扱いできません。

<民間金融機関の実質無利子化に関するお問い合わせ>

Q3 令和2年4月7日に閣議決定された新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、民間金融機関の融資も「実質無利子化」になると公表されていましたが、詳細を教えてください。

A3 申し訳ございませんが、民間金融機関融資の「実質無利子化」に関する詳しい情報は、中小企業金融相談窓口（0570 - 783183、平日・土日祝日 9:00～17:00）にお問い合わせいただくか、[こちら](#)をご覧ください。

<中小・小規模事業者等に対する新たな給付金に関する問い合わせ>

Q4 令和2年4月7日に閣議決定された新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、中小・小規模事業者等に対する新たな給付金（持続化給付金）が、公表されていましたが、詳細を教えてください。

A4 申し訳ございませんが、中小・小規模事業者等に対する給付金に関する詳しい情報は、当公庫では存じません。恐れ入りますが、持続化給付金事業 コールセンター（直通番号 0120 - 115 - 570、IP 電話専用回線 03 - 6831 - 0613、受付時間 8:30～19:00※）にお問い合わせください。

※5月・6月（毎日）、7月から12月（土曜日を除く）